

令和 5 年 6 月 9 日現在

機関番号：17401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01318

研究課題名（和文）粗暴犯少年の同種再非行を効果的に防止する処遇ないし措置に関する基盤的研究

研究課題名（英文）Basic study about the treatment or measure for the effective prevention of violent juvenile re-delinquency

研究代表者

岡田 行雄（OKADA, YUKIO）

熊本大学・大学院人文社会科学部（法）・教授

研究者番号：40284468

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：粗暴犯少年の再非行防止に向けては、ドイツで粗暴犯少年に対して実施されている反暴力トレーニングの成果に基づき、既存の少年院や保護観察所における暴力防止プログラムにおいて、少年の人格を尊重し、少年との間で信頼関係を構築するための取組みがまず求められる。次いで、このプログラムの成否には、少年の家族等、少年を取り巻く人々の協力も重要な要素であり、いわゆる加害者家族への支援も、粗暴犯少年の再非行防止に向けて求められる。最後に、粗暴犯少年には、非行に至るまでに被害が積み重ねられていることも多く、その被害の埋め合わせのために、少年院等の処遇施設と保護観察を担う機関との連携を充実させることも必要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ドイツでは、粗暴犯の少年や若年者に、自らと同じような行為を行った仲間たちとファシリテーターとの信頼関係に基づくグループワークを通して自らの犯罪行為に直面させ、自らの問題点を他者の前にさらけ出せるようになる取組みを共通の基盤としている社会内・施設内処遇プログラムが広く普及していること、日本の粗暴犯少年向けの処遇プログラムが同種再非行防止を挙げるには、社会内・施設内を問わず、少年が処遇プログラムに自主的に参加し、他者を尊重できるようになる取組みの他に、社会における少年の受け皿となる担い手との連携強化、少年家族への支援、当該少年に積み重ねられてきた被害への埋め合わせ等が必要となることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In order to prevent juvenile repetitional violent delinquency, based on the results of the anti-violence training program conducted for juvenile offenders in Germany, efforts should first be made to respect the personality of the juveniles and build relationships of trust with juveniles in existing juvenile training schools and probation offices. Next, the cooperation of the juvenile's family and other people surrounding the juvenile is also an important factor in the success or failure of this program, and support for the so-called "Offenders' Families" is also required to prevent the repetition of violent juvenile offenders. Finally, juvenile offenders often suffer accumulated damage leading up to delinquency, and in order to compensate for the damage, it is necessary to enhance cooperation between treatment facilities such as juvenile training schools and probation organizations.

研究分野：刑事法学

キーワード：施設内処遇 社会内処遇 粗暴犯 反暴力トレーニング 反暴力コース 対峙教育学 多機関連携 非行少年の被害者性

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 粗暴犯少年の同種再非行を効果的に防止する処遇ないし措置に関する基盤的研究

Basic study about the treatment or measure for the effective prevention of violent juvenile re-delinquency

#### 1. 研究開始当初の背景

『平成 28 年版犯罪白書』によれば、刑法犯検挙人員に占める初犯者数に比べて、再犯者数が減少していないため、検挙人員に占める再犯者率は上昇傾向にあることが示されている(『平成 28 年版犯罪白書』205 頁)。そして、そうした傾向は、少年の再非行・再犯についても同様に妥当している(『平成 28 年版犯罪白書』241 頁)。また、現在、法制審議会少年法部会においても、少年を含む若年者の再犯防止に向けた効果的な対策が論じられている。

一口に再犯防止と言っても、近時注目されているものは、以前に犯した罪と同種の罪を犯すことの防止、即ち、同種再犯の防止対策と言える。この点についてみると、成人の検挙人員について同一罪名再犯者が多いものとしては、覚せい剤取締法違反や窃盗が挙げられており、覚せい剤取締法違反については、従来から、薬物事犯の再犯防止対策について様々な研究が行われてきており、窃盗についても、近時、高齢者によるものを中心に、いわゆる入口支援・出口支援などによる再犯防止策に関する研究への取り組みが行われている。

しかし、同一罪名有前科者が窃盗や恐喝に次いで多い、傷害・暴行、即ち粗暴犯については、その同種再犯の防止対策について、必ずしも十分な研究がなされているとは言えない状況にある。そのことは、一般刑法犯の検挙人員において、傷害が常に窃盗、遺失物等横領に次ぐ数を占めてきた少年についても妥当する。また、傷害及び暴行で少年院送致の保護処分を受けた者の中で保護処分歴がある者の占める割合はそれぞれ 65.2%、90%となっており、少年の再非行としての粗暴犯を防止する必要性の高さが示されている。そして、粗暴犯を繰り返す少年の傾向が改まらなければ、成人となつての粗暴犯の再犯となつて問題性がさらに深まってしまふ。ここに、粗暴犯少年の同種再非行の防止が大きな課題となつていた背景がある。

#### 2. 研究の目的

本研究の最終的な目的は、粗暴犯少年の同種再非行を防止する効果的な処遇方法を少年院や保護観察といった保護処分の枠組みの中だけでなく、家庭裁判所の調査・審判段階における保護的措置の中においても実現するための理論的・実践的課題を明らかにすることにある。

#### 3. 研究の方法

本研究においては、ドイツにおいて、既に刑罰とは異なる教育処分として導入されている社会訓練コースへの参加の一つとして、暴力的傾向のある少年(14 歳以上 18 歳未満)ないし青年(18 歳以上 21 歳未満)に対して実施されている、反攻撃トレーニングコースに注目する。これは、1990 年のドイツ少年裁判所法の改正によって正式に導入された、粗暴犯の予防対策として、ドイツ各地の民間団体が提供するプログラムである。そして、これへの参加は、少年裁判所によって教育処分として言い渡されるだけでなく、少年裁判所への検察官の訴追前にも採られうる教育的措置としても位置付けられている。これに注目する理由は、暴力的傾向のある少年ないし青年に対するグループワークを内容とするこのプログラムへの参加者の再犯率が少ないことが指摘されている点にある(Ostendorf, Jugendstrafrecht, 6. Aufl., 2011, S.171)。しかし、このプログラムはその紹介さえ日本においては十分になされておらず、まして、その成り立ちの経緯、具体的な内容、若年粗暴犯の同種再犯防止効果、そしてプログラムを担う民間団体と少年司法機関との連携方法などは明らかにされていない。

そこで、まず、日本の粗暴犯非行少年による同種再非行防止のために採られてきた、家庭裁判所における保護的措置、保護観察所における類型別処遇、少年院における処遇に関する文献を収集し、それへの検討を加えることを通して、粗暴犯非行少年による同種再非行防止に向けた処遇ないし措置に関する実践的・理論的課題を明らかにするとともに、そうした措置や処遇に共通する本質を分析する。

次に、ドイツの反攻撃トレーニングコースの導入から現在に至るまでの、反攻撃トレーニングコースの内容やその同種再犯予防効果などに関するドイツ語文献や Web 情報等を収集し、それへの検討を加えることを通して、反攻撃トレーニングコースの実践的・理論的課題、及びその再犯防止効果の本質に関する議論を分析する。

文献研究と並行する形で、日本の各地で行われている少年事件の事例研究会などに参加し、粗暴犯少年の同種再非行防止に向けた、手続面での取り組みや関係諸機関の連携、保護観察や少年院における具体的な処遇方法などについての情報を得るとともに、必要に応じて参加者に聴き取りを行い、文献研究で得られた知見の妥当性を検証する。加えて、粗暴犯非行少年による同種再非行防止に向けて、先進的な処遇を実施している保護観察所や少年院を訪問して聴き取り調査を行い、粗暴犯非行少年による同種再非行防止に向けた処遇の実施にあたっての実践的課題

を明らかにする。

その上で、ドイツで反攻撃トレーニングコースを実施している様々な民間団体を訪問し、反攻撃トレーニングコースの詳細について聴き取りを行い、反攻撃トレーニングコースの成果と理論的・実践的課題を調査する。こうした作業を通して、粗暴犯少年の再非行を効果的に防止する処遇の実施に必要な手当てについての仮説を提示し、それを日本において具体的に应用する場合の理論的・実践的課題を析出する。最終的には、粗暴犯少年の同種再非行を予防する効果的な処遇ないし措置の本質が、少年に暴力によらない問題の解決能力を身につける点にあるのか、そして、そうした処遇ないし措置は家庭裁判所の手続を通してのみなされるべきものなのかを明らかにした上で、そのための諸機関連携やその実現に向けた手続改革の在り方などを明らかにする。

#### 4. 研究成果

##### (1) 研究成果の概要

粗暴犯少年の再非行防止に向けては、ドイツで粗暴犯少年に対して実施されている反暴力トレーニングの成果に基づき、既存の少年院や保護観察所における暴力防止プログラムにおいて、少年の人格を尊重し、少年との間で信頼関係を構築するための取組みがまず求められる。次いで、このプログラムの成否には、少年の家族等、少年を取り巻く人々の協力も重要な要素であり、いわゆる加害者家族への支援も、粗暴犯少年の再非行防止に向けて求められる。最後に、粗暴犯少年には、非行に至るまでに被害が積み重ねられていることも多く、その被害の埋め合わせのために、少年院等の処遇施設と保護観察を担う機関との連携を充実させることも必要である。

##### (2) 英文

In order to prevent juvenile repetitional violent delinquency, based on the results of the anti-violence training program conducted for juvenile offenders in Germany, efforts should first be made to respect the personality of the juveniles and build relationships of trust with juveniles in existing juvenile training schools and probation offices. Next, the cooperation of the juvenile's family and other people surrounding the juvenile is also an important factor in the success or failure of this program, and support for the so-called "Offenders' Families" is also required to prevent the repetition of violent juvenile offenders. Finally, juvenile offenders often suffer accumulated damage leading up to delinquency, and in order to compensate for the damage, it is necessary to enhance cooperation between treatment facilities such as juvenile training schools and probation organizations.

##### (3) 研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究成果には、従来の学術的研究では必ずしも明らかにされてこなかった、以下の諸点を明らかにした点に学術的意義が認められる。

第1に、ドイツにおける少年ないし若年の粗暴犯に対する再犯予防に向けた処遇プログラムとして取り組まれている反暴力トレーニングないし反暴力コースは、少年ないし若年者の粗暴行為予防に特化した処遇プログラムであり、とりわけ社会内における同プログラムは自治体による財政的支援がその基盤であること。

第2に、同プログラムは、ドイツの州や都市によってその具体的な内容は異なるが、基本的には、Weidner や Kilb がドイツに紹介した、様々な問題を抱えている粗暴犯少年に、自らと同じような行為を行った仲間たちと、ファシリテーターの前で色々な質問に答えることを通して、自らの犯罪行為に直面し、自らを他者の前にさらけ出せるようになる取組みを基盤していること。

第3に、同プログラム実施に当たって、共通して重要とされていることは、それに参加する少年ないし若年者とファシリテーターとの間に温かい雰囲気があり、しかも、その前提として、お互いの中で信頼・尊敬しあう関係を作ること。ただし、そうした関係を作るために、1年程度の期間が必要となること。

第4に、同プログラムが、実際に少年ないし若年の粗暴犯による同種再犯を防止することと、プログラムが手続上、あるいは終局処分としてなされているか否かとは関係がなく、むしろ、上記のように重要とされていることが実現していることに加えて、同プログラム参加者や少年ないし若年者を取り巻く人々、さらには少年の居場所が大きく関わっていることが明らかになった。具体的には、少年や若年者がプログラムに参加するときに、落ち着いた環境で生活をしており、家族などから適切に支援を受けていることが、同種再犯防止には相関しており、逆にそれらの条件が欠けていることが、同プログラムに参加している少年や若年者に悪影響を与え、ひいては同種再犯に至る危険性を高めることに相関していることが推定される。もっとも、ドイツの場合、犯罪者の家族を支援する諸団体が州などから財政的支援を受けて積極的な活動を行って

り、加えて、家族に恵まれない少年に対しては、各地に置かれている少年局が適切な施設などの居場所を提供しているため、日本に比べると、粗暴犯の少年や若年者の居場所がなくて困るといふ状況には陥りにくいこと。

第5に、日本においては、粗暴犯少年に対して、少年院において施設内処遇プログラムが、保護観察所において社会内処遇プログラムが実施されており、内容はほぼ同一であって、地域ごとに異なるわけではないが、沖縄では、アルコールの影響への対応もなされていること。

第6に、日本において、少年院に収容された粗暴犯少年は仮退院という形で少年院から出るために必然的に保護観察の対象となるが、必ずしも、粗暴犯少年に向けたプログラムの実施に当たって、少年院と保護観察所との間で連携が取られているわけではないこと。従って、粗暴犯少年の同種再犯防止に特化したプログラムの実施に当たっては、同プログラムの対象となっている少年の仮退院と仮退院後の保護観察の段階で、少年院と保護観察所との間で当該少年に関する適切な情報の共有などの連携を行うことが今後の大きな課題であること。また、沖縄のようにアルコールの影響が粗暴行為の背景にある場合には、社会内処遇の実施に当たっては、アルコールの問題に対応する NPO などと保護観察所の連携をいかに継続させていくかも大きな課題となること。

第7に、日本においては、粗暴犯少年の家族も、「加害者家族」として様々なバッシングに曝される上に、ドイツと異なり犯罪者の家族を支援する民間団体も極めて少ないために、粗暴犯少年が少年院に収容されている間だけでなく、仮退院後も、少年を十分に支援することが困難な状態にあり、せっきくの粗暴犯少年向けの処遇プログラムが十分に機能しないおそれがあること。

第8に、少年や若年者の粗暴犯向けの処遇プログラムの機能を確保するためには、様々なバッシングに曝されて、矯正施設から社会に戻った少年や若年者にとっての社会における受け皿になりえないその家族が、受け皿となれるように、非行少年や犯罪者の家族を支援する団体の活動を拡充していく取組みが必要であること。

第9に、他方で、少年や若年者の粗暴犯向けの処遇プログラムの機能を確保するためには、粗暴犯少年や若年者の社会での受け皿として、更生保護施設や自立準備ホーム等も今まで以上に整備される必要があること。なお、この点は、粗暴犯少年が家庭裁判所調査官による観察や保護観察処分に付される場合にも妥当する。加えて、少年院等の矯正施設と自立準備ホームとの間での連携が欠けがちであることに鑑み、矯正施設と更生保護施設・自立準備ホーム等との間の連携も強化されねばならないこと。

第10に、少年や若年者の粗暴犯向けの処遇プログラムの機能を確保するためには、社会内での受け皿の整備だけでなく、当該少年や若年者が自らの加害行為よりも、自らが受けた被害に対して何ら埋め合わせがないことに強いこだわりがあるために、当該少年や若年者に積み重ねられてきた、社会内や施設内における傷つきや疎外体験を埋め合わせる取組みも必要であること。

以上で挙げた学術的意義に加えて、本研究成果には、その成果の公表と共有を通して、以下の諸点のような社会的意義も認められる。

すなわち、本研究成果の公表と共有を通して、日本における粗暴犯少年への施設内・社会内処遇において、粗暴犯少年の同種再非行防止対策が発展することである。その結果、日本における粗暴犯少年の同種再非行の減少が期待できる点である。

そして、その過程において、まず、ドイツにおける反暴力トレーニングないし反暴力コースの成果に照らして、これらに参加する少年ないし若年者とファシリテーターとの間の温かい雰囲気、そして、お互いの中で信頼・尊敬しあう関係を作ることが、日本の粗暴犯少年への処遇プログラムにおいても、プログラム実施者と対象者との間での信頼関係の構築が必須になるなどの、非行少年の人権保障を進展させる変化をもたらさしめる点である。

加えて、日本においても、本研究成果が広範に共有されることを通して、少年院と、社会内での粗暴犯少年の受け皿となる担い手との連携がより緊密となることに向けた改革や、社会内での非行少年や犯罪者の受け皿を作るために、いわゆる加害者家族への支援を行う NPO や制度、並びに、更生保護施設や自立準備ホーム等の整備が進められうる点も挙げられる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 岡田行雄	4. 巻 154
2. 論文標題 特定少年の位置づけとその帰結—少年法第五次「改正」の前提を問う	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 熊本法学	6. 最初と最後の頁 41, 86
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 岡田行雄	4. 巻 556
2. 論文標題 少年法「改正」答申の問題点	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法と民主主義	6. 最初と最後の頁 11, 14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 岡田行雄	4. 巻 146
2. 論文標題 少年司法における諸機関連携の課題：発達障がいのある少年の事件についての連携の在り方を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 熊本法学	6. 最初と最後の頁 33, 66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 岡田行雄	4. 巻 80
2. 論文標題 ドイツの自由刑	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 256, 262
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡田行雄	4. 巻 157
2. 論文標題 「加害者家族」に依存する刑事法の再検討に向けた序論的考察	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 熊本法学	6. 最初と最後の頁 55, 89
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 岡田行雄
2. 発表標題 特定少年の位置づけとその帰結 少年法第5次「改正」の前提を問う
3. 学会等名 日本刑法学会九州部会第129回例会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 岡田行雄
2. 発表標題 「加害者家族」と刑事政策
3. 学会等名 日本刑法学会第99回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 岡田行雄
2. 発表標題 虐待した保護者への働きかけや支援の意義と限界
3. 学会等名 日本犯罪社会学会第47回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 岡田行雄
2. 発表標題 ドイツの自由刑
3. 学会等名 比較法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 岡田行雄
2. 発表標題 保護処分要件たる要保護性について
3. 学会等名 日本刑法学会九州部会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 内田 博文、佐々木 光明	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 280
3. 書名 市民 と刑事法 [ 第5版 ]	

1. 著者名 阿部恭子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 448
3. 書名 加害者家族支援の理論と実践 [ 第2版 ]	

1. 著者名 阿部恭子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 198
3. 書名 少年事件加害者家族支援の理論と実践：家族の回復と少年の更生に向けて	

1. 著者名 岡田行雄	4. 発行年 2023年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 276
3. 書名 非行少年の被害に向き合おう！	

〔産業財産権〕

〔その他〕

岡田 行雄 Official website #現場主義 <a href="https://okadayukio.com/">https://okadayukio.com/</a>
---

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関